

競技力向上対策事業実施要領

平成 25 年 4 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日改訂
令和 6 年 4 月 1 日改訂
令和 7 年 4 月 1 日改訂
スポーツ振興課

群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱に基づき、競技力向上対策事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 趣旨

スポーツ基本法第 4 条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められており、本事業により本県スポーツの競技力向上を図るとともに、その活躍により県民に夢と感動を与え、本県のスポーツの振興を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、公益財団法人群馬県スポーツ協会、同協会加盟競技団体・学校体育団体及びその他知事が認めた団体とする。

3 事業の内容

原則として、以下の各事業を実施することとする。

- (1) 選手育成事業（ジュニア選手育成事業・一貫指導体制構築事業）
- (2) 指導者育成事業（指導者育成事業・指導者活用事業）
- (3) 医科学トレーニング事業（医科学データ機器活用事業・医科学スタッフ派遣活用事業）
- (4) 各種測定やトレーニング器具の整備事業
- (5) 指導者研修及び育成事業
- (6) 競技団体の活動強化に係る事業
- (7) 学校体育団体の実施する選手強化事業
- (8) その他知事が必要と認めたもの

4 事業費

群馬県は、上記 2 及び 3 の要件を満たす事業に対して、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、上記 3 (1) ～ (7) に係る競技団体の競技力向上対策に対する補助については、補助率を事業全体の対象経費の 80%とする。

5 補助対象経費

競技力向上対策事業に係る経費として、別途「競技力向上対策事業補助金使途基準額表」に定めるものを補助対象とする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。